令和７年９月３０日

関係団体　御担当者各位

経済産業省
経済産業政策局
総務課

公正取引委員会・中小企業庁共同開催
～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般の通常国会におきまして、令和７年５月１６日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和８年１月１日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、同説明会は、９月に開催した説明会と同一の内容となっております。

記

１．**開催概要**：

○　令和７年１０月１４日（火）　１０時３０分～１２時００分

○　対面またはオンライン配信（YouTube Live）形式での開催（※対面は定員が 200 名となっており、先着順となっております。定員となった場合、対面での御参加申込は〆切とさせていただき、YouTube Live での配信を御視聴いただく形となりますので御了承ください。）

※１０月１０日（金）午後をメドに、事前にお申込いただいたメールアドレス宛に YouTube Live のリンクをお送りします。

２．**次　第**：

①　改正下請法（取適法）の改正ポイント説明（４０分）

説明者：公正取引委員会 事務総局 企業取引課　課長補佐　大吉 規之

②改正下請振興法（振興法）の改正ポイント説明（２０分）

説明者：中小企業庁 事業環境部 取引課　課長補佐 髙橋 諄

③質疑応答（３０分）

３．**申込方法**：下記の登録フォーム／ＱＲコードより、お申込みください。

（申込締切：　１０月１０日（金）１０時まで）

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/022

【本件担当】
中小企業庁 事業環境部 取引課　（担当：新川・千葉・保田）
公正取引委員会 事務総局 企業取引課（担当：上續・立和田・兒玉）

（問合せ先）TEL：03-3501-1669